

プロジェクト IFRS 適用課題対応

IFRS 第 9 号「金融商品」一

項目 純投資のヘッジに係るヘッジ有効性の算定

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2015 年 11 月開催の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）において議論された IFRS 第 9 号「金融商品」に関する IFRS-IC による合意事項（「アジェンダ却下通知（案）」の公表を含む）についてその内容及び、2016 年 1 月 7 日に開催された IFRS 適用課題対応専門委員会においていただいたコメントを踏まえて作成した当委員会の対応（案）を記載したものである。なお、本資料について、本日の委員会においてご審議いただくことは予定していない。

II. 背景

2. IFRS-IC は、2015 年 9 月までに、IFRS 第 9 号に従って在外営業活動体に対する純投資のヘッジの会計処理を行う際に、ヘッジの有効部分をどのように算定すべきなのかの明確化を求める要望を受けた。具体的には、次の論点であった。

論点

3. 質問された論点は、在外営業活動体に対する純投資のヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジと「同様に」会計処理しなければならないとされているが（IFRS 第 9 号 6.5.13 項）、キャッシュ・フロー・ヘッジに要求される「いずれか低い方(lower of…)」のテスト（同 6.5.11 項）は在外営業活動体に対する純投資のヘッジにも「同様に」要求されるのかどうかであった。
4. IFRS 第 9 号 6.5.13 項は、次のとおり、在外営業活動体に対する純投資のヘッジはキャッシュ・フロー・ヘッジと「同様に」会計処理しなければならないと規定している。

（IFRS 第 9 号より抜粋、下線追加）

6.5.13項

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ（純投資の一部として会計処理される貨幣性項目のヘッジを含む、IAS第21号参照）は、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に会計処理しなければならない。

(a) ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち、有効なヘッジと判断される部分は、その他の包括利益に認識しなければならない（6.5.11項参照）。

(b) 非有効部分は、純損益に認識しなければならない。

5. 一方で、同第 6.5.11 項は、キャッシュ・フロー・ヘッジについて、次の会計処理を要求している。

(IFRS 第 9 号より抜粋、下線追加)

6.5.11項

キャッシュ・フロー・ヘッジが6.4.1項の適格要件を満たしている限りは、ヘッジ関係を次のように会計処理しなければならない。

(a) ヘッジ対象に関連した資本の独立の内訳項目（キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金）を、次のいずれか（絶対額で）低い方に修正する。

(i) ヘッジの開始時からの、ヘッジ手段に係る利得又は損失の累計額

(ii) ヘッジの開始時からの、ヘッジ対象の公正価値（現在価値）の変動累計額（すなわち、ヘッジされた予想将来キャッシュ・フローの変動累計額の現在価値）

(以下、省略)

見解

6. この論点に対しては、次の2つの見解がみられる（別紙1及び別紙2参照）。

(1) 見解1：純投資のヘッジには、「いずれか低い方」のテストは要求されない

純投資のヘッジには、「いずれか低い方」のテストは要求されない。ヘッジの非有効部分は、「いずれか低い方」のテストを行うことなく、ヘッジ指定された在外営業活動体の純資産に係る各期の利得又は損失と、ヘッジ手段に係る各期の利得又は損失との差額として、純損益に認識される。

(理由)

- IFRS 第 9 号 6.5.13 項は、純投資のヘッジをキャッシュ・フロー・ヘッジと「同様に」会計処理しなければならないとしているが、ここにいう「同様に」は、ヘッジ手段の利得又は損失のうちヘッジ有効部分を OCI に認識することに限定されると考えるべきである。
- 純投資のヘッジのヘッジ対象は財政状態計算書に認識されているのに対して、キャッシュ・フロー・ヘッジのそれは予定取引であり未認識である。キャッシュ・フロー・ヘッジにおける「いずれか低い方」のテストは、主に未だ発生していない予定取引から純損益を認識することを回避するため

のものであり、純投資のヘッジに関しては状況が異なるため、その必要はない。この点について、純投資のヘッジは、次の理由により、キャッシュ・フロー・ヘッジよりもむしろ公正価値ヘッジに近いと考えられる。

- ヘッジ対象がすでに存在し財政状態計算書に認識されていること
 - ヘッジ対象とヘッジ手段の双方がともに認識された上でそれらに係る利得及び損失が完全には相殺(offset)されなかった場合にヘッジの非有効部分が生じること
- 見解 1 によると、為替換算差額が在外営業活動体の処分より前に純損益に認識される結果となるが、IAS 第 21 号はその第 5 項¹⁾において純投資のヘッジを明示的にその範囲から除外しているため、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」はヘッジ指定された在外営業活動体の純資産の為替換算差額が、当該在外営業活動体の処分より前に純損益に認識されることを禁止していない。
 - 見解 1 の方法は、米国会計基準と整合的な方法である。

(2) 見解 2：純投資のヘッジにも、「いずれか低い方」のテストが要求される

ヘッジの非有効部分は、ヘッジ手段に係る利得又は損失の累計額がヘッジ対象のそれよりも大きい場合にのみ、ヘッジ指定された在外営業活動体の純資産に係る各期の利得又は損失の累計額と、ヘッジ手段に係る各期の利得又は損失の累計額との差額として、純損益に認識される。

(理由)

- IFRS 第 9 号 6.5.13 項は、純投資のヘッジをキャッシュ・フロー・ヘッジと同様に会計処理しなければならないと規定するとともに、その(a)において「(6.5.11 項参照)」と規定している。これは、2013 年の IFRS 第 9 号の公表にあたって、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」第 102 項ⁱⁱ⁾が IFRS 第 9 号第 6.5.13 項へ引き継がれたが、IAS 第 39 号における第 102 項から同第 88 項ⁱⁱⁱ⁾への参照が、IFRS 第 9 号においては同 6.5.13 項から 6.5.11 項への参照規定へと置き換えられたものである。しかし、IAS 第 39 号第 88 項がヘッジ会計の要件を示すのみでその会計処理を定めていないのに対して、IFRS 第 9 号 6.5.11 項は「いずれか低い方」というテストを含むキャッシュ・フロー・ヘッジの規定となっている。したがって、「いずれか低い方」というテストは IFRS 第 9 号においては純投資のヘッジにも関連するものとなる。

¹⁾ 本資料において、本論点に関連する IFRS における記述は、別紙 4 にまとめて記載している。なお、文中の i, ii...は、別紙 4 における i, ii...と対応している。

- キャッシュ・フロー・ヘッジの対象は、予定取引のようなオフバランス項目に限定されるわけではなく、「いずれか低い方」というテストも、特定種類のエクスポージャーに対して規定されたものではない。例えば、変動金利支払の負債のキャッシュ・フロー・ヘッジでは、ヘッジ対象が財政状態計算書に認識されており、キャッシュ・フロー・ヘッジは必ずしもオフバランス項目をヘッジ対象とするものに限定されるものではない。
- IAS 第 21 号第 48 項^{iv}が、在外営業活動体に関する為替換算差額は、その処分時にのみ OCI から純損益へ組替調整される旨を規定していることから、ヘッジ対象である在外営業活動体の純資産の為替換算差額がその処分に先行して純損益に認識されることは避けるべきである。

関係者へのアウトリーチの結果

7. 各国会計基準設定主体、大手の会計事務所の国際的なネットワーク、証券規制当局に対するアウトリーチの結果、本件に関する現行実務について、概ね次のような回答が得られた。
 - (1) 大多数の者は、IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項を適用している企業はまだ殆どないとしていた。
 - (2) ただし、回答を寄せた大多数の者は、見解 2 が最も一般的にみられるアプローチであるとしていた。
8. なお、当委員会事務局は、わが国の関係者に対するアウトリーチの結果、IASB スタッフに対して次のような回答をしている。
 - (1) 本論点は、わが国において必ずしもよくみられるものではないが、見解 1 よりも見解 2 を採る関係者の方が相対的に多かった。
 - (2) 本論点について、実務における重大な不統一は、識別されなかった。

III. 今回の IFRS-IC 会議における議論

IASB スタッフによる分析と提案

9. 今回の IFRS-IC 会議では、IASB スタッフから、次の分析を行った結果として、IFRS 第 9 号 6.5.13 項の「同様に」を見解 2 のとおりに解すること、すなわち、純投資のヘッジにも「いずれか低い方」のテストが要求されると解することが提案された。

(1) ヘッジされるリスク（外国為替リスク）の性質

見解 1 は公正価値ヘッジの考え方に近く、一方で、見解 2 はキャッシュ・フロー・ヘッジの考え方に近いところ、IFRS 第 9 号 BC6. 275 項^vによれば、外国為替リスクはヘッジ対象のキャッシュ・フローと公正価値の両方に影響を与えるものであり双方の性格があるとされている。このため、いずれの見解が適切であるかを、ヘッジされるリスクの性質から結論づけることはできない。

(2) IAS 第 21 号の原則との関係性

IAS 第 21 号第 48 項が、在外営業活動体に関する為替換算差額は、その処分時にのみ OCI から純損益へ組替調整される旨を規定していることから、ヘッジ対象である在外営業活動体の純資産の為替換算差額がその処分より前に純損益に認識されることは避けなければならない。これは、アンダー・ヘッジの状態の場合には何ら会計処理を行わない一方、オーバー・ヘッジの状態の場合のみ、ヘッジの非有効部分を純損益として処理する見解 2 と整合的である。

(3) 「いずれか低い方」というテストの根拠との関係性

IFRS 第 9 号 BC6. 372 項から 374 項^{viiiviii}によれば、キャッシュ・フロー・ヘッジに関する「いずれか低い方」のテストは、キャッシュ・フロー・ヘッジの対象の多くが、将来の発生可能性が非常に高く見込まれるものの、未だ存在していない予定取引であるため、これに係る利得又は損失の認識を回避することを目的としている。しかし、キャッシュ・フロー・ヘッジの対象は、予定取引のようなオフバランス項目に限定されるわけではなく、すでに存在している対象にも適用可能であり、例えば、変動金利支払の負債のキャッシュ・フロー・ヘッジでは、ヘッジ対象が財政状態計算書に認識されており、必ずしもオフバランス項目というわけではない。したがって、キャッシュ・フロー・ヘッジに関する「いずれか低い方」のテストを、すでにヘッジ対象の存在する純投資のヘッジに適用する見解 2 に不整合はない。

IFRS-IC で示された主な意見

10. 前項に記載した IASB スタッフからの提案に対して、IFRS-IC 会議において示された主な意見等は次のとおりであった。

- (1) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジには、キャッシュ・フロー・ヘッジに要求される「いずれか低い方」のテストを「同様に」行うことが有力な方法であり、実務に重大な不統一はみられないため、IASB スタッフの提案（見解 2）を支持する。

- (2) ヘッジ会計を規定する基準は IAS 第 39 号及び IFRS 第 9 号のみであるため、純投資のヘッジの取扱いを IAS 第 21 号の原則に従って根拠づけることは適切でない。
- (3) 純投資のヘッジの取扱いは、IFRS 第 9 号において十分に定められているため、アジェンダ却下通知案上で IAS 第 39 号を参照する必要はない。

IFRS-IC での議論の結果

11. IFRS-IC は、主に次の理由から、この論点をアジェンダに追加しないとするアジェンダ却下通知（案）（別紙 3 を参照）を公表している。なお、この「アジェンダ却下通知（案）」に対しては、2016 年 1 月 21 日までコメントを提出することができ、2016 年 3 月の IFRS-IC 会議で再検討される予定である。

- (1) IFRS 第 9 号の 6.5.13 項では、「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ(略)は、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に会計処理しなければならない」と述べている。純投資ヘッジに焦点を当てている 6.5.13 項(a)では、キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理（これには「いずれか低い方」のテストが含まれる）を扱う 6.5.11 項を参照している。これは、純投資ヘッジを会計処理する場合に、ヘッジ手段から生じる利得又は損失の有効部分の算定にあたり「いずれか低い方」のテストを適用すべきであることを示唆している。
- (2) 解釈指針委員会は、純投資ヘッジを会計処理する場合に「いずれか低い方」のテストを適用することによってヘッジ手段から生じる利得又は損失の有効部分を算定する際に IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を使用する企業による重大な不統一があるという証拠を受け取っていない。

IV. 当委員会の対応（案）

12. キャッシュ・フロー・ヘッジにおいて「いずれか低い方」が要求されることとされた趣旨（将来の発生可能性が非常に高く見込まれるものの未だ存在していない予定取引から利得又は損失の認識を回避すること）を踏まえると、見解 1（純投資のヘッジには、「いずれか低い方」のテストが要求されない）の方が概念的にはより適切とも考えられる。
13. しかし、現行の要求事項を踏まえると、次の理由から、在外営業活動体に対する純投資のヘッジには、キャッシュ・フロー・ヘッジに要求される「いずれか低い方」のテストを「同様に」行うとする IFRS-IC の暫定決定（見解 2）は妥当と考えられる。

- (1) IFRS 第9号 6.5.13項の字義は、純投資のヘッジを会計処理する場合に、ヘッジ手段から生じる利得又は損失の有効部分の算定にあたり「いずれか低い方」のテストを適用すべきであることを示唆していることと見受けられること
 - (2) 「いずれか低い方」のテストを適用すれば、ヘッジ対象から生じた為替差額のうちOCIに認識した差額が、在外営業活動体の処分前にリサイクリングされることが回避され、IAS第21号の要求事項及び原則とはより整合的になると考えられること
14. また、関係者に対するアウトリーチの結果やIFRS-ICやIASBにおける時間やリソースの制約を踏まえると、本論点について限定的な修正を行うプロジェクトを提案することは適切でないと考えられる。
 15. したがって、IFRS-ICのアジェンダ却下通知（案）（別紙3参照）に対して、コメント・レターを提出しない。

以 上

見解 1 と見解 2 の相違一設例

● 前提

- 企業は第 1 期の期首に純投資のヘッジを行った。
- 当該純投資ヘッジは、IFRS 第 9 号第 6.4.1 項(c)^{ix}に定めるヘッジ有効性に関する要求事項を満たしている。

(単位：CU)

	第 1 期	第 2 期
ヘッジ指定された純資産の各期の為替換算差額	利得 20	利得 30
ヘッジ指定された純資産の各期の為替換算差額の累計額	利得 20	利得 50
ヘッジ手段の各期の利得又は損失	損失 18	損失 35
ヘッジ手段の各期の利得又は損失の累計額	損失 18	損失 53

● 見解 1 による場合

(単位：CU)

	第 1 期	第 2 期
ヘッジ指定された純資産の各期の為替換算差額 (OCI に認識)	利得 18	利得 30
ヘッジ手段の各期の利得又は損失 (OCI に認識)	損失 18	損失 30
ヘッジの非有効部分 (純損益に認識) (ヘッジ指定された純資産に係る利得と、ヘッジ手段に係る損失との差額)	<u>利得 2</u> (注 1)	<u>損失 5</u> (注 2)

(注 1) ヘッジ対象に係る利得 20 - ヘッジ手段に係る損失 18 = 利得 2

(注 2) ヘッジ対象に係る利得 30 - ヘッジ手段に係る損失 35 = 損失 5

● 見解 2 による場合

(単位：CU)

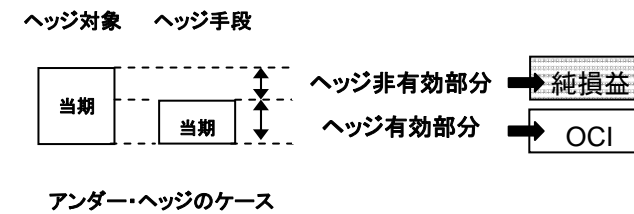
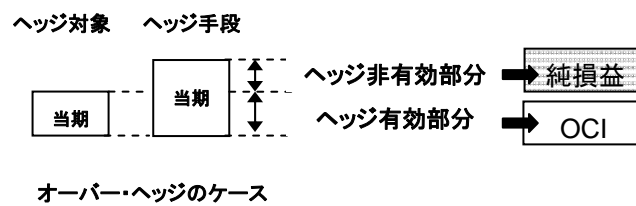
	第 1 期	第 2 期
ヘッジ指定された純資産の各期の為替換算差額 (OCI に認識)	利得 20	利得 30
ヘッジ手段の各期の利得又は損失 (OCI に認識)	損失 18	損失 32
ヘッジの非有効部分 (「いずれか低い方」のテストを行った上で、純損益に認識)	<u>ゼロ</u> (注 3)	<u>損失 3</u> (注 4)

(注 3) ヘッジ対象に係る利得 20 よりもヘッジ手段に係る損失 18 の方が低いため、ヘッジの非有効部分は認識されない。

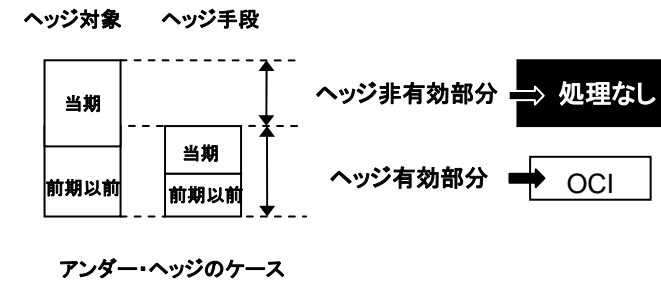
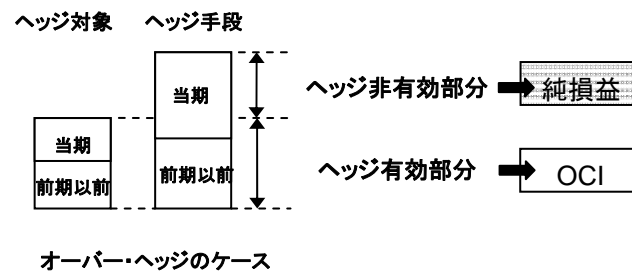
(注 4) ヘッジ指定された純資産の各期の為替換算差額の累計額 利得 50 - ヘッジ手段の各期の利得又は損失の累計額 損失 53 = 損失 3

見解 1 と見解 2 の相違—図解

- 見解 1： 各期（単年度）で判断



- 見解 2： 複数年度の累計額で判断



2015 年 11 月のアジェンダ却下通知（案）

IFRS 第 9 号「金融商品」——純投資ヘッジについてのヘッジ有効性の算定（アジェンダ・ペーパー11）

解釈指針委員会は、IFRS 第 9 号「金融商品」に従って純投資ヘッジを会計処理する際に、ヘッジ有効性をどのように算定すべきなのかを明確化するように求める要望を受けた。具体的には、要望提出者は、キャッシュ・フロー・ヘッジに要求される「いずれか低い方（lower of）」のテストを、純投資ヘッジを会計処理する際にヘッジ手段から生じる利得又は損失の有効部分の算定にも適用すべきなのかどうかを質問した。

解釈指針委員会は、次のことに着目した。

- a. IFRS 第 9 号の 6.5.13 項では、「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ（略）は、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に会計処理しなければならない」と述べている。純投資ヘッジに焦点を当てている 6.5.13 項(a)では、キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理（これには「いずれか低い方」のテストが含まれる）を扱う 6.5.11 項を参照している。これは、純投資ヘッジを会計処理する場合に、ヘッジ手段から生じる利得又は損失の有効部分の算定にあたり「いずれか低い方」のテストを適用すべきであることを示唆している。
- b. 純投資ヘッジを会計処理する際にヘッジ手段から生じる利得又は損失の有効部分を算定するために「いずれか低い方」のテストを適用すると、ヘッジ対象から生じた為替差額のうちその他の包括利益に認識した差額が、在外営業活動体の処分前にリサイクリングされることが回避される。解釈指針委員会は、こうした結果は、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の要求事項及び原則と合致するであろうことに留意した。

さらに、解釈指針委員会は、次のことに留意した。

- a. 解釈指針委員会は、純投資ヘッジを会計処理する場合に「いずれか低い方」のテストを適用することによってヘッジ手段から生じる利得又は損失の有効部分を算定する際に IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を使用する企業による重大な不統一があるという証拠を受け取っていない。
- b. IFRS 第 9 号におけるヘッジの要求事項を採用している企業はまだ少数であり、この論点に一般的な広がりがあるかを評価するには時期尚早である。しかし、解釈指針委員会は、IFRS 第 9 号がより広く採用された場合に重大な不統一が生じるとは予想しなかった。

現行の IFRS の要求事項に照らし、解釈指針委員会は、解釈指針も基準の修正も必要ないと判断し、したがって、この論点をアジェンダに追加しないことを [決定した]。

本論点に関連する IFRS における記述

i IAS 第21号第5項

本基準は、外貨建項目に関するヘッジ会計（在外営業活動体に対する純投資のヘッジを含む）には適用されない。IFRS 第 9 号がヘッジ会計に適用される。

ii IAS 第 39 号第 102 項

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ（純投資の一部として会計処理される貨幣性項目のヘッジを含む）（IAS 第21号参照）は、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に会計処理しなければならない。

(a) ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効なヘッジ（第88項参照）と判定される部分は、その他の包括利益に認識しなければならない。

(b) 非有効部分は純損益に認識しなければならない。

その他の包括利益に認識したヘッジの有効部分に関連するヘッジ手段に係る利得又は損失は、在外営業活動体の処分又は部分的な処分の時に、IAS 第 21 号の第 48 項から第 49 項に従って、組替調整額として資本から純損益に振り替えなければならない（IAS 第 1 号（2007 年改訂）参照）。

iii IAS 第 39 号第 88 項

ヘッジ関係は、次の条件のすべてが満たされた場合に、かつ、その場合においてのみ、第89項から第102項によるヘッジ会計の要件を満たす。

(a) ヘッジの開始時において、ヘッジ関係並びにヘッジの実施についての企業のリスク管理目的及び戦略の、公式な指定及び文書があること。その文書は、ヘッジ手段の特定、ヘッジの対象となる項目又は取引、ヘッジされるリスクの性質、及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の有効性を企業がどのように評価するのかを含んでいなければならない。

(b) ヘッジが、その特定のヘッジ関係について当初に文書化されたリスク管理戦略に沿って、ヘッジされたリスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺するに際し、非常に有効である（付録AのAG105項からAG113A項参照）と見込まれること

(c) キャッシュ・フロー・ヘッジについては、ヘッジの対象である予定取引は、実行の可能性が非常に高く、かつ最終的に純損益に影響しうるキャッシュ・フローの変動

可能性に対するエクスポージャーを表すものでなければならない。

- (d) ヘッジの有効性が信頼性をもって測定できること。すなわち、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フロー及びヘッジ手段の公正価値が、信頼性をもって測定できること。

ヘッジが継続的に評価され、指定されていた財務報告期間を通じて、実際に非常に有効であったと判断されていること。

iv IAS 第 21 号第 48 項

在外営業活動体の処分時には、その他の包括利益に認識し資本の独立の区分に累積していた、当該在外営業活動体に係る為替差額の累計額を、処分による利得又は損失が認識される時に資本から純損益に（組替調整額として）振り替えなければならない（IAS 第 1 号「財務諸表の表示」（2007 年改訂）参照）。

v IFRS 第 9 号 BC6. 275 項

IASB は、既存のヘッジ対象（確定約定など）については、為替リスクはヘッジ対象のキャッシュ・フローと公正価値の両方に影響を与えるものであり、二元的な性格があることにも留意した。

vi IFRS 第 9 号 BC6. 372 項

キャッシュ・フロー・ヘッジについては、ヘッジ対象に係る利得及び損失がヘッジ手段に係る利得及び損失を超過する部分を純損益に認識することは問題がある。キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ対象の多くは、可能性の非常に高い予定取引だからである。それらのヘッジ対象は、将来の発生が見込まれてはいるが、まだ存在していない。したがって、これらの項目に係る利得及び損失がヘッジ手段に係る利得及び損失を超過する部分を認識することは、まだ存在していない項目について利得及び損失を認識すること（ヘッジ手段に係る利得又は損失の繰延べではなく）に等しい。IASB は、これは直感に反する結果であるとともにも概念的に疑問があることに留意した。

vii IFRS 第 9 号 BC6. 373 項

IAS 第 39 号では、キャッシュ・フロー・ヘッジについてその他の包括利益に認識する金額（有効部分）及び純損益に認識する金額（非有効部分）の算定について「低価（lower of）」テストを要求していた。「低価」テストは、ヘッジ対象の価値の変動累計額がヘッジ手段の公正価値変動の累計額を超過する金額が認識されないようにするものであった。これに対し、公正価値ヘッジには低価テストは適用されなかった。この種類のヘッジについてはヘッジ対象が存在しているからである。例えば、確定約定は IFRS に従って認識されないかもしれないが、取引はすでに存在している。逆に、予定取引は存在しておらず、将来にのみ発生する。

viii IFRS 第 9 号 BC6. 374 項

2010 年ヘッジ会計公開草案に至る議論において、IASB は、純損益に認識されるヘッジ非有効部分の測定に関する要求事項を、公正価値ヘッジとキャッシュ・フロー・ヘッジについて揃えるべきかどうかを議論した。IASB は、両者の要求事項を揃えるには、低価テ

トを公正価値ヘッジにも適用するか又はキャッシュ・フロー・ヘッジについて廃止すれば
できることに留意した。IASB の考えでは、両者の要求事項を揃えれば複雑性の低減となる。
しかし、IASB は、概念上の理由から、まだ存在しない項目に係る利得又は損失の認識を、
単なるヘッジ手段に係る利得又は損失の繰延べの代わりに行うことは適切でないと考え
た。一方、IASB は、公正価値ヘッジはキャッシュ・フロー・ヘッジとは性質が異なると考
えた。低価テストはキャッシュ・フロー・ヘッジの特定の性質のみを扱うように設計され
ているのに、それを公正価値ヘッジにも適用するという事は、正当化されない。したが
って、IASB は、キャッシュ・フロー・ヘッジについて低価テストを維持し、公正価値ヘッ
ジに対しては導入しないことを決定した。

ix IFRS第9号第6.4.1項

ヘッジ関係は、次の要件をすべて満たす場合にのみ、ヘッジ会計に適格となる。

- (a) (省略)
- (b) (省略)
- (c) ヘッジ関係が、以下のヘッジ有効性の要求のすべてを満たしていること。
 - (i) ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があること (B6.4.4項から
B6.4.6項参照)。
 - (ii) 信用リスクの影響が、当該経済的関係から生じる価値変動に著しく優越する
ものではないこと (B6.4.7項及びB6.4.8項参照)。

ヘッジ関係のヘッジ比率が、企業が実際にヘッジしているヘッジ対象の量と企業がヘッ
ジ対象の当該量を実際にヘッジするのに使用しているヘッジ手段の量から生じる比率と
同じであること。ただし、その指定は、ヘッジ会計の目的と不整合となる会計上の結果を
生じる可能性のあるヘッジ非有効部分(認識されているかどうかに関係なく)を作り出す
ようなヘッジ対象とヘッジ手段のウェイト付けの不均衡を反映するものであってはなら
ない (B6.4.9項から B6.4.11項参照)。

以 上